

「知って得する？」社労士の独り言

神奈川県社会保険労務士会藤沢支部
特定社会保険労務士 石川 貢

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の公的扶助について



新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）の位置づけは、これまで、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」としていましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」になりました。政府の基本的感染対策の考え方は、次の三つを基本としています。

- ①基本的感染対策について、政府として一律に対応を求めることはありません。
- ②感染対策の実施については個人・事業者の判断が基本となります。
- ③基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や、持続可能性の観点も考慮して、感染対策に取り組んでください。

「5類感染症」に移行したことに伴う具体的な変更ポイントは次の通りです。

- ①政府として一律に日常における基本的感染対策を求めることはありません。
- ②一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛を求められません。
- ③特定の医療機関でのみ受診が可能であったが、幅広い医療機関で受診可能となります。
- ④医療費等は健康保険が適用され、1割から3割を自己負担いただくことが基本となりますが、急激な負担増が生じないように、入院・外来の医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について、期限を区切って継続します。

上記については、厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について (<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>)」で、基本的感染対策の考え方などQ&Aを交えて分かり易く解説していますのでご参照ください。

それでは、新型コロナが5類感染症に位置付けられた後の「労災保険の取扱い」及び「健康保険の傷病手当金」についてみていきます。

【労災保険に関して】

5類感染症に位置付けられた後も今まで通りに業務上災害で、労災保険の給付対象になることに変わりはありませんが、従来と異なる点は労災保険率に影響するメリット制の対象となることです。よって、5類感染症に変更された後に労働者が新型コロナに感染した場合の労災保険給付については、メリット制による労災保険料への影響があります。

請求の手続等については、事業場を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

詳しくは、厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.htmlの中の5労災補償をご参照ください。

【健康保険の傷病手当金に関して】

業務外の事由で、新型コロナに罹患し、労務不能となったときは、健康保険の傷病手当金が請求できます。従来と異なる点は、令和5年5月7日までは厚生労働省の指示による臨時的な取扱いとして、療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明の添付は不要とされていました。今般、新型コロナが2類相当から5類に移行したことにより、申請期間（療養のため休んだ期間）の初日が令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給申請については、他の傷病による支給申請と同様に、傷病手当金支給申請書の療養担当者意見欄（申請書4ページ目）に医師の証明が必要になりました。

新型コロナに係る傷病手当金は、自覚症状の有無を問わず、被保険者が新型コロナウイルス「陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合は申請ができますが、従業員本人に自覚症状がなく、家族等が新型コロナに感染し濃厚接触者になった場合は、従業員自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金の対象とはなりません。

傷病手当金を申請する際は、申請に必要な書類がそろっているか、記入事項に漏れがないかを確認して申請しましょう。

（出典：厚生労働省のホームページ及び日本年金機構のホームページ）